

建退共制度の完全実施の推進について

2020年4月24日

一般社団法人日本建設業連合会

日建連は、従来、建退共制度を建設技能者の処遇改善を図る上での重要な柱と位置付け、民間工事も含めた建退共制度の普及に取り組んでいるところであるが、今般、国土交通省は3月23日に「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」(以下、「施策パッケージ」という)を決定・発表し、また4月1日に土地・建設産業局長から日建連を含む建設業団体の長あてに「建設キャリアアップシステムの活用について(要請)(令和2年4月1日国土入企第1号、国土建労第1号)」を発売し、これらの中で「建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体になって推進」し、具体的には、「2021年度から、公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化、民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進」を図ることとした。

こうした状況を踏まえ、会員企業は、足並みを揃えて、下記により建退共制度の完全実施の推進を図ることとする。

1. 基本的な方針

- 1) 公共工事はもとより民間工事での建退共の適用について、元請会社が負担することを基本としつつ下請会社と協力して負担ルールを定め、その完全実施を目指す。
- 2) 下記2. の具体的取組に従い、CCUSにより就労の確認がされた者につき、電子申請方式により建退共制度の掛金納付を一括して代行(以下、「CCUSカードタッチ技能者への建退共掛金完全支払い」という。)するものとする。

(参考) 国土交通省からの要請のうち、建退共掛金納付・充当の徹底関係部分

- ①建退共制度の加入事業者(共済契約者)は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、その雇用する者全てに対して賃金を支払う都度、掛金を納付する義務があり、これは公共工事、民間工事の別を問わず適用されるものである
- ②建退共掛金は、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であることに鑑み、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとして元請負人及び下請負人において必要経費として適正に確保されるべきものであるので、民間工事について

も掛金収納・納付の徹底につき、適切な対応をお願いする

- ③特に、元請事業者においては、民間工事の場合においても公共工事と同様に、建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものである

2. 具体的な取組

日建連会員企業は、業界の先導役として、技能者の処遇改善を迅速に進めるため、国交省のスケジュールに先駆けて、以下の取組みを行う。

- 1) 会員企業は、2020年秋頃から(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部(以下、「建退共本部」という)において開始予定の電子申請方式(証紙の廃止。以下同じ)の試行的実施に積極的に参加する。
- 2) 電子申請方式の試行的実施参加企業は、建退共本部が2020年12月頃に予定しているCCUSと就業実績作成ツールとの連携開始と合わせて、登録現場におけるCCUSカードタッチ技能者への建退共掛金完全支払い(試行)を実施する。
- 3) 会員企業は、建退共本部が2021年4月頃に予定している電子申請方式の全面的・本格的実施後には、新規工事(※)について、公共工事・民間工事を問わず、建退共手続について、CCUS活用電子申請方式及びCCUSカードタッチ技能者への建退共掛金完全支払いを推進し、2022年度からの完全実施を目指す。

特に、公共工事については、更なる早急な実現を目指す。

(※)新規工事とは、原則として本年9月以降契約する工事をいう。

- 4) 国土交通省の要請では、建退共掛金は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれ、必要経費として適正に確保されるべきとされていることから、会員企業は、公共工事、民間工事の別を問わず、発注者との請負契約においてCCUSカードタッチ技能者への建退共掛金完全支払いに要する費用を原価として取り扱うことを徹底する。

注)建設キャリアアップシステム活用への完全移行までの詳細な運用の取り扱いや、経営事項審査における建退共加入の確認方法などの取り扱いについては、今夏中目途に国土交通省から通知される予定なので、詳細はこれを受けて別途決定する

3. フォローアップ

当分の間、各会員企業の取組状況を、臨時に必要な場合を除き、毎年調査し、会員企業で情報を共有する。

- 国土交通省は、「官民施策パッケージ（2020.3.23）」、「土地・建設産業局長から各団体の長あて要請（2020.4.1）」により、**2023年度からのあらゆる工事でのCCUS完全実施の方針と道筋を明確化**
- これを踏まえ、日建連は、**①建退共制度の完全実施と②更なるCCUS普及促進に係る2つの方針を決定**

《国交省の方針決定を受けて2020年4月に日建連が決定する2つの方策》

建退共制度の完全実施の推進について

【日建連会員企業の取組み】

- 下請と協力の負担ルール（元請負担を基本）に基づき、**建退共制度の完全実施**
- CCUSと建退共の連携強化により、**CCUSで就労確認できた者に確実な支払い**。（電子申請方式により、掛金納付を一括代行）

（スケジュール）

2020.12～ 試行開始

適用拡大

2022.4～ 日建連 完全実施
（1年先行実施）

2023.4～ 日建連以外も含め、あらゆる工事でCCUS電子申請方式に完全移行（国交省の方針）

CCUSの普及・活用に向けた日建連の推進方策（2020）

【日建連会員企業の取組み】

- 現場登録・カードリーダー設置の促進
 - ・全現場（請負金額1億円以上から開始）を登録、全登録現場にカードリーダー設置
 - ・新たにカードタッチ率（50%以上）を目標に追加
- CCUSと建退共の一体化**を普及
 - ・CCUSカードタッチ技能者への建退共掛金完全支払い
- CCUSに熱心な下請への優先発注
- CCUS活用による社会保険加入確認（本年10月から）
- 国土交通省等の発注するCCUS義務化モデル工事、CCUS活用推奨モデル工事への積極的な参加

CCUSの飛躍的普及による建設技能者の処遇改善
⇒建設業の担い手の円滑な確保・育成